

## 敦賀市保育所における副食の提供及び副食費の徴収に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例（昭和43年敦賀市条例第24号）第2条に規定する保育所（以下「公立保育所」という。）及び市内の私立保育園並びに私立認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に入所する3歳以上の児童（保育を実施する年度の初日における年齢が3歳以上の者をいい、以下「対象児童」という。）に対する主食以外のもの（以下「副食」という。）の提供及び費用の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (副食の提供)

第2条 公立保育所は、次に掲げる日を除き、副食の提供を行うものとする。

(1) 土曜日

(2) 敦賀市立保育園管理運営規則（平成10年敦賀市規則第11号）第8条に規定する公立保育所の休日及び閉所日

### (費用の負担)

第3条 副食の提供を受ける対象児童の保護者は、その費用（以下「副食費」という。）を負担しなければならない。

### (副食費の額)

第4条 副食費の額は、対象児童1人当たり月額4,500円とする（私立保育所等に入所する児童にあつては当該施設の定める額とする。）。ただし、対象児童が、次の各号のいずれかに該当する場合は、副食費を徴収しない。

(1) 敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第27号）第13条第4項第3号ア及びイに該当する場合

(2) 福井県すくすく保育支援事業実施要綱に該当する場合

### (副食費の日割計算)

第5条 公立保育所における副食費は、次の各号のいずれかに該当する場合は、日割りで計算することができる。

(1) 対象児童が月の途中で保育所に入所し、又は退所した場合

(2) 対象児童が1か月のうちすべての日（保育所の休日及び閉所日を除く。）において保育を受けなかった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

### (副食費の納期限)

第6条 副食費は、毎月末日（12月にあつては、同月25日）までに当月分を納付しなければならない。

### (補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年6月29日から施行する。